◆富士市消費者安全確保地域協議会◆

消費者被害の情報が消費生活センターにつながるまでのフローチャート

① 気づき

〇高齢者・障害者本人から相談を受けた
〇高齢者・障害者宅への訪問等で異変に気付いた

屋根や外壁の不自然な工事をしている

未使用の寝具や箱に入ったままの健康食品がある

お金に困っている様子がある

高額な現金を引き出そうとしている

② 声かけ

「何かお困りですか」「心配事がありますか」などそれとなく経緯を聞いてみる

③消費生活センターへの相談を勧める

本人の同意がある
相談の意思がある

本人の同意がない
相談の意思がない
相談するのが難しいと思っている

・被害にあっている自覚がない
・被害回復を諦めている　　など

消費生活センターに状況伝達

地域協議会があれば本人の同意がなくても個人情報の共有ができます

被害回復の必要あり

被害回復の必要なし

④ 消費生活センターに相談

クーリング・オフのお手伝いや、返品・返金の交渉など被害回復に向けて対応します。

必要に応じて地域協議会構成員間で情報共有
▼見守り活動に活用▼

イラスト：消費者庁ウェブサイトより